

業 務 委 託 契 約 書

1. 委託業務の名称 平成30年度 キャンプ・シュワブ海域埋蔵文化財分布調査に伴う支援業務委託

2. 履 行 期 間 着 手 契約締結日
完 了 平成30年12月25日

3. 業 務 委 託 料 一金 _____ 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税は _____ 円也

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83に基づき算出したもので、委託料に108分の8を乗じて得た額である。

4. 契約保証金 契約金額の100分の10以上とする。但し、沖縄県財務規則第101条第2項の各号に該当すると認められる場合は、免除とする。

上記業務委託契約について、委託者 (以下「甲」という) と受託者 (以下「乙」という) とは、次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作り、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 住 所 沖縄県中頭郡西原町字上原193-7
名 称 沖縄県立埋蔵文化財センター
氏 名 所長 登川 安政 印

乙 住 所
名 称
氏 名 印

(総則)

第1条 契約者(以下「乙」という。)は、別添仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の委託業務(以下「業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときには、委託者(以下「甲」という。)と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示するところによるものとする。

(業務実施日程表)

第2条 乙は、契約締結の日から7日以内に、仕様書に基づいて業務実施日程を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は業務実施日程表を受領したときはただちにこれを審査し、不相当と認めたときにはその理由を明示して、再提出を求めることができるものとする。

3 業務の性質または目的等によっては、甲の承認をうけ分割して行うことができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこれを承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負ってはならない。なお、「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 本業務の総括・指揮・調整

(2) 業務遂行管理

2 前項に該当しない部分について再委託を行う場合は、予めその業務内容及び委託者を書面に記載し、甲の承諾を得ること。

(業務の調査書)

第5条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(履行期限の延長)

第7条 乙は、調査に支障を及ぼす天候の不良その他のその責めに帰することができない理由又は正当な理由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なく甲に対して履行期限延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第 8 条 業務の処理について第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担においてこれを賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては甲の負担とする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第 9 条 乙の責めに帰する理由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかなきときは、甲は乙から遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

(検査及び引渡し)

第 10 条 乙は、業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく業務完了報告書及び仕様書に定める書類等一式を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書に定める書類等一式を受理したときは、その日から 10 日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届け及び仕様書に定める書類等一式を提出して再検査を受けなければならない。

4 前項の場合において、補正を命じた翌日から補正完了の日までの期間については、乙は遅延利息を支払わなければならない。この場合における遅延利息の額については、前条の規定を準用する。

5 甲が検査合格の通知をしたときは、目的物の引渡しがあったものとする。

(業務委託料の支払い)

第 11 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求することができる。ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の支払請求を受理した場合、支払い請求書が適法なものであるときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第 12 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき

(2) 乙の責めに帰すべき理由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき

(3) 正当な事由なしに業務に着手しないとき

(4) 第 2 条、第 4 条又は第 6 条の規定に違反したとき

(5) この契約の履行に関し、乙又はその代理若しくは使用人等に不正があったとき

2 この場合において、契約保証金の納付を免除されているときは、乙は損害賠償金として業務料の 100 分の 10 相当額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第 13 条 乙は、次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 6 条の規定により業務内容を変更したため、業務が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となるに至ったとき。
- (3) 前項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、前条の第 3 項の規定を準用する。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(かし担保)

第 15 条 乙は、成果の引渡しの日から 2 年間成果のかしを補正し、又はそのかしによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額については、甲乙協議して定める。

(成果品の権利)

第 16 条 業務委託によって生じた成果品は全て甲に帰属するものであって、いかなる形においても乙は甲の許可なく発表又は引用してはならない。

(反社会的勢力の排除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、同じ。）
- (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は源氏を供与するなど、直接又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、該当者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(補足)

第 18 条 この契約書に定めるもののほか、必要があると認めるものについては、甲乙協議してこれを定めるものとする。